紫 密 口 一 寫

架

▼市町福祉事務所

和	1 丁目 7-1	「目6—6 ンター内		_		0 J ⊞ G−G	3 J 🗏 3-3 1 T 🖺 14-51	5 J 目 3-3 1 丁目 14-51 ヨ2-1 7- あいぱーく光					
在	宇部市常盤町 1	山口市糸米2丁目6一(山口市保健センター内	萩市江向 510	防府市寿町 7-1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		''	> 	×=	🎾	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
所	₹755-8601	₹753-0079	₹758-8555	₹747-8501	7744-8585		₹740-8585	∓ 740-8585 ∓ 743-0011	〒740-8585 〒743-0011 〒759-4192	₹740-8585 ₹743-0011 ₹759-4192 ₹742-8714	₹740-8585 ₹743-0011 ₹759-4192 ₹742-8714 ₹759-2292	₹740-8585 ₹743-0011 ₹759-4192 ₹742-8714 ₹759-2292 ₹745-8655	₹740-8585 ₹743-0011 ₹759-4192 ₹742-8714 ₹759-2292 ₹759-8655 ₹756-8601
電話番号	(0836)34-8331	(083)934-2960	(0838)25-3259	(0835)25-2348	(0833)45-1734		(0827)29-5075	(0833) 74-3006	(0827)29-5075 (0833)74-3006 (0837)23-1156	(0833) 74-3006 (0837) 23-1156 (0820) 22-2111	(0837)29-5075 (0837)23-1156 (0820)22-2111 (0837)52-5228	(0827)29-5075 (0833)74-3006 (0837)23-1156 (0820)22-2111 (0837)52-5228 (0834)22-8460	(0827)29-5075 (0833)74-3006 (0837)23-1156 (0820)22-2111 (0837)52-5228 (0834)22-8460 (0836)82-1175
所 属	子育て支援課	子育て保健課	子育て支援課	子育て支援課	子育て支援課	=	こども支援課	こども支援課子とも家庭課	こども支援課 子ども家庭課 子育て支援課	こども支援課 子ども家庭課 子育て支援課 社会福祉課	こども支援課 子ども家庭課 子育て支援課 社会福祉課 地域福祉課	こども支援課 子ども家庭課 子育て支援課 社会福祉課 地域福祉課 次世代政策課	こども支援課 子ども家庭課 子育て支援課 社会福祉課 地域福祉課 次世代政策課 子育て支援課
名 称	字部市	#07	数市	防府市	下松市		岩国市	岩 岩 岩		M		出	岩 田 市 長 日 中 日 中 日 中 日 中 日 中 日 中 日 中 日 日 日 日 日

50大町、上関町、田布施町、平生町、阿武町にお住まいの方は、県健康福祉センターへお問い合わせください。 下関市については、市が実施主体となっています。 下関市こども家庭支援課(083)231-1358

▼県健康福祉センター

	在地	〒740-0016 岩国市三笠町 1 丁目 1-1	31 3丁目9-3	〒745-0004 周南市毛利町2丁目38	〒753-8588 山口市吉敷下東 3 丁目 1-1)1 J 13-40	〒755-0033 宇部市琴芝町1丁目1-50)1 1344-1	〒758-0041 萩市汀向河添沖田 531-1
	所	〒740-0016 岩国市三笠町 1	〒742-0031 柳井市南町3丁目9-3	〒745-0004 周南市毛利町 2	〒753-8588 山口市吉敷下東	〒747-0801 防府市駅南町 13-40	〒755-0033 宇部市琴芝町1	〒759-4101 長門市東深川1344-1	〒758-0041 萩市江向河添洋
	電話番号	(0827)29-1522	(0820)22-3777	(0834)33-6422	(083)934-2528	(0835)22-3740	(0836)31-3201	(0837)22-2811	(0838)25-2664
	所管区域	岩国市、和木町	柳井市、周防大島町 上関町、田布施町、平生町	下松市、光市、周南市	品品等		宇部市、美祢市、 山陽小野田市	長門市	萩市、阿武町
インは田が出より	名替	岩国健康福祉センター	柳井健康福祉センター	周南健康福祉センター	山口健康福祉センター	// (防府支所)	宇部健康福祉センター	長門健康福祉センター	萩 健康福祉センター

母子父子寡婦福祉資金貸付金制度のご案内

◆ 母子父子寡婦福祉資金とは ◆

母子家庭・父子家庭や寡婦の方等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を増進するために、各種資金の貸付けを行っています。

◆貸付対象 看◆

- 〇 母子家庭の母・父子家庭の父
- 配偶者のない女子・男子で現に20歳末満の児童 を扶養している方

) 真体

- 配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない 女子として児童を扶養していた方
- 母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦以外の方・ 夫と死別や離婚等をし、現在配偶者のない40歳
- 20歳未満の父母のない児童

以上の女子の方

※ 鼻婦及び配偶者のない40歳以上の女子の方であって、現在子を扶養していない方については、前年の所得の額が2,036,000 円以下の方に限り対象となります。

◆ <u>資金の種類、貸付限度額</u> ◆ 「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」(中面) のとお

・すっく)stymening並買い並った。 りです。 お貸しできるのは、貸付限度額の範囲内で、ご自身で 準備することができない必要最低限かつ、返済可能な額

◆相 談 窓 □◆

となります

お住まいの市町福祉事務所又は県健康福祉センターが相談窓口となります。

(裏面の「相談窓ロー覧」を参照してください。)

※ 申請から貸付金の交付まで1か月から2か月程度要します。
要します。
事前相談が必要となりますので、まずはお早めにご

<u>相談ください。</u> (必要費用が分かる書類をお持ちください。)

◆貸付の要件・連帯保証人など<

山口県こども家庭課ホームペー

- 申請前に借入金の利用目的について既に履行(契約・支払)されているときは、貸付けはできません。公租公課や他の借入金等で滞納がある方への貸付けは原則としてできません。
- 修学資金、修業資金、就学支度資金、就職支度資金 (児童の就職に係るもの)については、資金を利用して修学等する児童(子)が「連帯借主」となり、借主 と連帯して返済する義務を負います。

-ジから引用

「連帯保証人」を立てる場合は、原則6か月以上県内に居住している別生計の親族等で保証能力があると認められ、他の貸付金について保証していないことが条件となります。(原則として65歳までであること・連帯借主及び連帯保証人となる方には、面接により借主と同様の返済義務があることを確認させていただきます。

◆貸付の決定

住所地を管轄する県健康福祉センターが、提出された貸付申請書を審査し、貸付可否を決定します。
※ 審査の結果、減額や貸付けをお断りすることがあります。

◆ (資温 (返済)の方法 ◆

- 原則として月賦償還による元利均等償還です。
- ・ 口座振替(山口銀行、西京銀行、山口県農協、ゆうちょ銀行)又は納入通知書により償還していただきます。なるべく、便利な口座振替をご利用ください。
- 事故や病気等でどうしても期限までに償還できない 場合は、貸付けを受けた市町福祉事務所や県健康福祉 センターに早めにご相談ください。

◆ 納入期限手でにもががない場合 ◆

- 借主・連帯借主・連帯保証人に対し、文書や電話 自宅訪問等により履行を請求します。
- ・ 法律の定めにより、延滞元利金額につき年3%の割合で違約金が発生します。

償還金は、資金を必要とする他の母子家庭・父子家庭や寡婦の方等に貸付けを行うための貴重な財源となります。無理のない償還計画を立て、必ず完済してください。

| 十二 令和3年度母子父子寡婦福祉資金貸付

資金を利用して修学等する児童(子)が「連帯借主」となり、借主と連帯して債務を負います。」

	学校区分	中。		中 布	Ø	事 過 場 記 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	中	車	17.4	中侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧侧		(高等学
本	新	上	上上	年1.0%	児童の款職 に係る貸付 の場合は無 利子 上記以外は 年1.0% (※)	年1.0% ※	年1.0% ※	年1.0% ※	年1.0% (※)	年1.0% ※	年1.0% ※	年1.0% ※	年1.0% ※
償還期限	原則 10 年以内 ※專修学校(一般課程) は5年	原則10年以内 ※事修学校(一般課程) ・修業施設は5年	原則 10 年以内	原則 10 年以内	6年以内	5年以内	(1) 原則 10 年以内(2) 5 年以内(3) 8 年以内	5年以内	6年以内 ※特別は 7年以内	3年以内	5年以内	7年以内	7年以内
据置期間	当該学校 卒業後 6か月	当該学校 卒業後 6か月	知識技能 習得後 1年	知識技能習得後 1年	-	6か月	期間終了後のカラカ	期間終了後6か月	6か月	6か月	6か月	1年	6か月
貸付期間	参野田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		習得する期間中 5年を超えない 範囲	習得する期間中 5年を超えない 範囲			①5年以内②1年以内③配偶者のない女子・男子となって7年未満で252万円が限度	離職した日の翌日から1年以内で1年以内(貸付期間中に失業者でなくなった場合には対象かたとある)					
貸付限度額	学校種別・学年別 一覧表のとおり	学校種別一覧表のとおり	68,000円 460,000円)	68,000円 460,000円) 816,000円) -最大12月分相当額を 初年度に貸付ける	100,000 円 (特別 330,000 円) (自動車購入のみの場合 230,000 円)	医療340,000 円(特別480,000 円)介護500,000 円(特別 - 所得税が課税されていない又は申請時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度の場合)	10の場合 月額 141,000 円 23の場合 月額 105,000 円 (生計心者でい場合月額 70,000 円) ※③こおいて、養育費取得に係る裁判等 に要する費用を、12月分相当額を限 度に貸し付けることができる。	月額 105,000 円 (生計中心者でない場合月額 70,000 円)	1,500,000 円 ※災害等により特に必要と認められる場合 (特別 2,000,000 円)	260,000 円	300, 000 円	3, 030, 000 円 4, 560, 000 円	1, 520, 000 円 1, 520, 000 円
	月額	学校種	月額 (特別	知 ((特別 (自動)	医療 (特別 (特別 (は申請時によ 税非課税のも	①の場合②③の場合(生計中心者でない ※③において、 に要する費用度に貸し付け	月客員 (生計中心者でない	※災害等により! (特別			田休	回体
貸付対象及び資金内容	高等学校、大学・大学院・短大、高等専門学校又は専修学校で修学するために必要な経費例-授業料、教科書代、交通費大学等に進学する場合は生活費も対象となります。		事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を 習得するための経費 ※特別-自動車免許の取得に必要な資金 (就職を希望しており、業務に必要な場合又は 自動車以外の通勤手段が無い場合に限る)	自ら事業を開始し、又は就職するために必要な授業料・材料費等※特別-自動車免許の取得に必要な資金※一括-知識技能の習得等のため各種学校や養成施設等に入学する場合の入学金など、入学に要する費用に必要な資金	就職するのに必要な経費 例一被服、履物等の購入費 ※特別-通勤用自動車の購入に必要な資金 (自動車以外の通勤手段が無い場合に限る)	医療・介護を受けるために必要となる経費 例一医療保険の自己負担分、通院に要する交通費 医師が必要と認めた按摩・マッサージ等にか かる費用等 ※当該医療・介護を受ける期間がおおむね1年 以内の場合に限る	①知識技能を習得している期間 ②医療・介護を受けている期間 ③生活安定貸付期間(配偶者のない女子・男子となって7年未満) の生活を維持するのに必要な経費	失業貸付期間(離職し、就労の意思及び能力を有する にもかかわらず職業に就くことができない状態で、離 職した日の翌日から1年以内)の生活を維持するのに 必要な経費	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増 築するのに必要な経費	住宅を移転するために必要な経費	母子家庭・父子家庭の母・父が扶養する児童・子、寡婦が扶養する子が婚姻するために必要な経費	事業を開始するのに必要な設備費、機械・材料等の 購入費	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品・材料の購入費等運転資金
	母子家庭・父子家庭の母・父女	児童・子父母のない。	ルー 算婦の扶養 する子	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	母子家庭・ 父子家庭の 母・父又は児童 父母のない児童 寡	母子家庭・ 父子家庭の 母・父又は児童 事	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦					母子家庭の母 父子家庭の父	寿 母子·父子福祉団体
資金種類	额	就学支度	参	技能習得	就職支度	医療介護	4 矩		中	型	結婚	事業開始	事業總売

立てた場合無利子となります。 利率が年1.0%の資金種類については、連帯保証人を *****

学校種別・学年一覧表 修学資金の貸付限度額

	一定以上の所得を有する場合は別途限度額があります	5場合は別	J途限度額	があります			月額(単	(単位:円)
	学校区分		学年	1年	2年	3年	4年	5年
		1	田	27, 000	27, 000	27, 000		
		一大公里	自宅外	34, 500	34, 500	34, 500		
	專修学校(高等課程)	÷ /±	自宅	45, 000	45, 000	45,000	/	_
			自宅外	52, 500	52, 500	52, 500		
		+ V E	自宅	31, 500	31, 500	31, 500	67, 500	67, 500
	中华市田市	1	自宅外	33, 750	33, 750	33, 750	76, 500	76, 500
	↑ 十二 十二 十二 十二 十二 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	+	自宅	48, 000	48, 000	48,000	98, 500	98, 500
			自宅外	52, 500	52, 500	52, 500	115,000	115, 000
		+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	自	67, 500	67, 500			
	事体学技 / 声明轴和)	エンス 国	自宅外	78, 000	78, 000	/	/	
	中國十次(中二時年)		自宅	89, 000	89, 000			
		∓	自宅外	126, 500	126, 500			
		1 1	自宅	67, 500	67, 500			
	10 H	7 7	自宅外	96, 500	96, 500	/	/	
##X -	〈 ₹	+	自宅	93, 500	93, 500			/
₽ ₩			自宅外	131, 000	131,000			
		日公子	田船	71, 000	71,000	71,000	71, 000	/
+6	∄ +	7.7.	自宅外	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	/
		+	自宅	108, 500	108, 500	108, 500	108, 500	/
			自宅外	146, 000	146, 000	146, 000	146, 000	
	‡ 1	修士	課 程	132, 000	132, 000			
	+	車	課程	183, 000	183, 000	183, 000		
	事修学校(一般課程)			51, 000	51,000			
_								

高等教育の修学支援新制度」等、授業料等の減免や給付型の奨学金を利用できる らは、そちらを優先して活用してください。 - 旦貸付を行った後に「高等教育の修学支援新制度」の対象となり、給付型奨学 の給付、授業料減免があった場合、支援相当額を償還してもらう必要があります。 また、日本学生支援機構又は山口県ひとづくり財団から奨学金を受ける場合は、 学金の月額と修学資金の貸付限度額との差額が、貸付限度額となります。

就学支度資金の貸付限度額 学校種別一覧表

学校区分 ※所得税非課稅世帯に限 貸付限度額(単位:円) 中学校 ※所得税非課稅世帯に限 64,300 高等学校(高等課程) 国公立 自宅外 150,000 事修学校(一般課程) 私立 自宅外 160,000 本 期 大 学 版 期 大 学 版 事 門課程) 国公立 自宅外 160,000 本 期 大 学 版 日 宅 国公立 自宅外 160,000 本 期 大 学 版 日 宅 国公立 自宅外 160,000 本 中 院 第 財 大 学 院 日 宅 国公立 162,000 本 中 院 日 宅 590,000 本 立 590,000 (高等学校卒業者が入所する場合) 日 宅 272,000 (高等学校本業者が入所する場合) 日宅外 282,000 日 宅 272,000 日 宅 282,000					
A A D D 日本立 日本名 日本名 日本立 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名 日本名	学校区分			貸付限度額(単位:円)	
田公立 自 宅	小学校	※所得税非課程	脱世帯に限	64, 300	
国公立 自 完 私立 自 完 国公立 自 完 私立 自 完 国公立 自 完 国公立 自 完 国公立 自 完 国公立 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完 日 完	中学校	ります。		81,000	
B / L D E		1		150, 000	
和立 自 完 自 完 自 完 国公立 自 完 和立 1 日 完 本立 1 日 完	华		自宅外	160,000	
本 元 目 年 次 日 年 次 日 年 次 日 日 年 年 日 年 2 日 年 2 日 年 3 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日 4 日				410,000	
回 名			自宅外	420,000	
国公立 自宅外 私立 自宅外 国公立 A 立 自宅外 自宅外	二种人工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工工			150, 000	
国公立 自 宅 私立 自 宅 国公立 日 宅外 自 宅 日 宅	年修子校(一般体生)		自宅外	160,000	<u>'</u>
B 公立 自宅外 私立 自宅外 A 立 自宅外 自宅外 自宅外		† \(\frac{1}{2}\)		410,000	ς 1H
和 立 自宅外 国公立 和 立 自 宅 自宅外	期十	ガ 気 町	自宅外	420,000	₩?
# 1	草門			580, 000	
国公立 私 立 自 宅 自宅外	_		自宅外	590, 000	**************************************
私 立自 宅自宅外	# 1	国公:	立	380, 000	s -
自宅外	ドナイ		立	590, 000	_} ر
自宅外	修業施設		宅	272, 000	то⊱
	(高等学校卒業者が入所する場合)	自紀	外	282, 000	

に「高等教育の修学支援 新制度」の対象となり、 一旦貸付を行った後

場合、支援相当額を償還 入学金の減免があった してもらう必要があり ます。